

別紙 6

指定基準の見直し案（地域密着型サービス（新規））

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（仮称）

I 共通事項

<設備に関する基準>

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける旨を規定すること。

※ 訪問系サービス以外の全てのサービス類型に規定。

<運営に関する基準>

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する旨を規定すること。

※ 訪問系サービス以外の全てのサービス類型に規定。

II 個別サービスにおける改正事項

1 夜間対応型訪問介護

(1) 基本方針

① 基本方針

指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心して在宅生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

② 指定夜間対応型訪問介護

- ・ 指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う訪問介護（以下「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための人員を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う訪問介護（以下「随時訪問サービス」という。）を一括して提供するものとする。
- ・ オペレーションセンターは、おおむね利用者300人につき1か所以上設置

しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 人員に関する基準

① 従業者

- ・ オペレーションセンター従業者 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者（以下「オペレーター」という。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者（面接相談員）として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- ・ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。
- ・ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスに当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスに従事することができる。
- ・ オペレーターは、看護師、介護福祉士その他の厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。

② 管理者

事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(3) 設備等に関する基準

- ・ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- ・ 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けられることができるよう、オペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を備えなければならない。
- ・ 指定夜間対応型訪問介護の利用者に対しては、当該利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末を配布しなければならない。

(4) 運営に関する基準

① 利用料等の受領

- ・ 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- ・ 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- ・ 事業者は、上記の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- ・ 事業者は、この費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

② 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針

- ・ 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心して在宅生活を送ることができるものでなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

③ 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針

- ・ 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心して在宅生活を送るのに必要な援助を行う。
- ・ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1か月ないし3か月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ・ 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画を踏まえ、オペレーションセンター等からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行う。
- ・ 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ・ 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

- ・ 指定夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講ずる。
- ・ 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付する。

④ 夜間対応型訪問介護計画の作成

- ・ オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。
- ・ 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする
- ・ 夜間対応型訪問介護計画の作成に係る規定は、夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。

⑤ 勤務体制の確保等

- ・ 事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに、オペレーションセンター従業者及び訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。
- ・ 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員に行わせることができる。
- ・ 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

※ その他指定夜間対応型訪問介護事業所の運営について所要の規定を整備すること。

2 認知症対応型通所介護

(1) 基本方針

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(2) 人員及び設備に関する基準

※ 指定地域密着型介護予防サービス事業所との併設の場合における人員の兼務や設備の共用を認める所要の規定を定めること。

<単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護>

※ 単独型指定認知症対応型通所介護とは、特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない指定認知症対応型通所介護をいう。

※ 併設型指定認知症対応型通所介護とは、特別養護老人ホーム等に併設されている指定認知症対応型通所介護をいう。

① 従業者

- ・ 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数
- ・ 看護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- ・ 介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる介護職員が1以上確保されていること。
- ・ 機能訓練指導員 1以上
- ・ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定

認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員を12人以下とする。

- ・ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- ・ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

② 管理者

- ・ 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- ・ 事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

③ 設備及び備品等

- ・ 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- ・ 設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

④ 設備の基準

○ 食堂及び機能訓練室

- ・ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- ・ 上記にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

<共用型指定認知症対応型通所介護>

※ 共用型指定認知症対応型通所介護とは、指定認知症共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設又は地域密着型特定施設の食堂又は共同

生活室において、それらの事業所又は施設の利用者、入所者又は入居者とともに行う指定認知症対応型通所介護のことをいう。

① 従業者

指定認知症対応型共同生活介護の利用者、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者又は指定地域密着型特定施設の入居者の数と当該指定共用型指定認知症対応型通所介護事業の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型指定特定施設入所者生活介護の規定を満たすために必要な数以上とする。

② 利用定員等

- ・ 事業所の利用定員は、指定認知症共同生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設ごとに1日あたり3人以下とする。
- ・ 指定共用型指定認知症対応型通所介護は、事業の開始又は施設の開設後3年以上経過している指定認知症共同生活介護事業所又は指定地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定地域密着型特定施設において行わなければならない。

③ 管理者

- ・ 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- ・ 事業所の管理者は、適切な指定共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(3) 運営に関する基準

① 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針

- ・ 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

② 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針

- ・ 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- ・ 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそ

それぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

- ・ 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- ・ 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ・ 指定認知症対応型通所介護従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ・ 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

※ その他指定認知症対応型通所介護事業所の運営について所要の規定を整備すること。

3 小規模多機能型居宅介護

(1) 基本方針

指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(2) 人員に関する基準

※ 指定地域密着型介護予防サービス事業所との併設の場合における人員の兼務を認める所要の規定を定めること。

① 従業者

- 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために事業所に登録されている者をいう。以下同じ。）を事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。）の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービス（小規模多機能型居宅

介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行うサービスをいう。以下同じ。)の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。

- 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護職員でなければならない。
- 宿泊サービス(登録者を事業所に宿泊させて行うサービスをいう。以下同じ。)の利用者がいない場合にあつては、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を1とすることができる。
- 事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、小規模多機能型居宅介護従業者の員数を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、次のいずれかに掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、小規模多機能型居宅介護従業者は、次のいずれかに掲げる施設等の職務に従事することができる。
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 地域密着型特定施設
 - ・ 認知症対応型共同生活介護事業所
 - ・ 介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かななければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は事業所に併設する上記の4種類の施設等の職務に従事することができるものとする。
- 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

② 管理者

- ・ 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は事業所に併設する上記の4種類の施設等の職務に従事することができるものとする。
- ・ 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働

大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

③ 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者

事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員若しくは訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(3) 設備に関する基準

※ 指定地域密着型介護予防サービス事業所との併設の場合における設備の共用を認める所要の規定を定めること。

① 登録定員

事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下同じ。）を25人以下とする。

② 設備及び備品等について次のように規定すること。

- ・ 事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室その他指定小規模居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- ・ 設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- ・ 事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、その立地について、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにしなければならない。

③ 設備の基準

○ 居間及び食堂

- ・ 居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに通りサービスの利用定員（登録定員の2分の1から15人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。
- ・ 上記にかかわらず、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

○ 宿泊室

- ・ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- ・ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

- ・ 上記の2つを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員（通いサービスの利用定員の3分の1から9人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の上限をいう。以下同じ。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
- ・ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、上記の個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。

(4) 運営に関する基準

① 心身の状況等の把握

事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

② 居宅サービス事業者等との連携

- ・ 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

③ 利用料等の受領

- 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 事業者は、上記の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- ・ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - ・ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
 - ・ 食事の提供に要する費用
 - ・ 宿泊に要する費用
 - ・ おむつ代
 - ・ 上に掲げるもののほか、指定小規模多機能居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

④ 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針

- ・ 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

⑤ 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

- ・ 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。
- ・ 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- ・ 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- ・ 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- ・ 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・ 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- ・ 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。
- ・ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行う等登録者の在宅生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

⑥ 居宅サービス計画の作成

- ・ 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- ・ 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の具体的取組方針に沿って行うものとする。

⑦ 小規模多機能型居宅介護計画の作成

- ・ 事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- ・ 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- ・ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
- ・ 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・ 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行うとともに、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- ・ 小規模多機能型居宅介護計画の作成に係る規定は、小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

⑧ 緊急時等の対応

小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該小規模多機能型居宅介護事業者が定めた

協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

⑨ 定員の遵守

事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。

⑩ 協力医療機関等

- ・ 事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。
- ・ 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- ・ 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

⑪ 地域との連携等

- ・ 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- ・ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。
- ・ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- ・ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

⑫ 居住機能を担う併設施設等への入居

事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を継続するよりも併設する地域密着型介護老人福祉施設等その他の施設への入所等が行われる方が、利用者に対して適切な処遇が行われると認められる場合には、速やかにそれらの施設への入所等が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

※ その他指定小規模多機能型居宅介護事業所の運営について所要の規定を整備すること。

4 認知症対応型共同生活介護

※ 基本的に現在の認知症対応型共同生活介護の基準と同様とするが、

- ① 指定介護予防地域密着型サービス事業所との併設の場合における人員の兼務や設備の共用を認める所要の規定を定めること。
- ② 現行の規定に以下の規定を追加又は改正することとする。

(1) 人員に関する基準

① 従業者

- ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜勤を行わせるために必要な数以上を要するものとする。(これまでは宿直でも可)
- ・ 事業所に、小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、指定認知症対応型共同生活介護従業者の員数を満たす介護従業者を置くほか、小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能居宅介護従業者を置いているときは、従業者は、小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

② 管理者

共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有するものであって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

③ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者

事業所の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員若しくは訪問介護員等として、認知症高齢者の介護の従事した経験を有する者又は医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(2) 設備に関する基準

事業所の立地について次のように規定すること。

事業所は、家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、その立地について、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民と

の交流の機会が確保される地域の中にあるようにしなければならない。

(3) 運営に関する基準

- 事業者は、サービスの質の自己評価及び外部評価の結果を公表しなければならないものとする。
- 地域との連携等について次のとおり規定すること。
 - ・ 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
 - ・ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。
 - ・ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
 - ・ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) 基本方針

- ・ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が当該指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- ・ 事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(2) 人員に関する基準

① 従業者

- 生活相談員 1以上
- 介護職員又は看護職員
 - ・ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者（以下「利用者」という。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - ・ 看護職員の数は、1以上とすること。

介護報酬単位の見直し案(地域密着型サービス(新規))

現 行	制 定 案
	<p>○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(仮称)</p> <p><u>指定地域密着型サービス介護給付費単位表</u></p> <p>1 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数</p> <p>ロ 夜間対応型訪問介護費(II) 1月につき 2,760 単位</p> <p>注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第〇号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第〇条第〇項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の夜間対応型訪問介護従事者が、指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス基準第〇条第〇項に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める単位数は以下のとおり</p> <p>○基本夜間対応型訪問介護費 1月につき 1,000 単位</p> <p>○定期巡回サービス費 1回につき 347 単位</p> <p>注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス基準第〇条第〇項に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。</p> <p>○随時訪問サービス費(I) 1回につき 580 単位</p> <p>注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス(指定地域密着型サービス基準</p> </div>

第○条第○項に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。

○随時訪問サービス費(Ⅱ) 1回につき780単位

注 次の要件(※)を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して随時訪問サービスを行った場合に算定する。

(※) 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合

- ・ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ・ 暴力行為等が認められる場合
- ・ 長期間訪問を受けていない利用者からの通報を受けて随時訪問サービスを提供する場合
- ・ その他利用者の状況等から判断して上記に準ずると認められる場合

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

○夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基準

- ・ オペレーションセンターを設置している場合。

○夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)の基準

- ・ オペレーションセンターを設置していない場合(ただし、オペレーションセンターを設置している事業所が夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)に代えて当該単位を算定することも可能。)。

2 別に厚生労働大臣が定める者が定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う場合は、平成21年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

○ 3級課程の訪問介護員

※ 3級課程の訪問介護員に係る介護報酬上の評価については、平成21年3月31日をもって廃止する。

3 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める市町村から指定を受けて行う夜間対応型訪問介護については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定するものとする。(平成 19 年 4 月から算定することとする。)

(注) 市町村が独自に設定した指定基準において、サービスの質を確保するための特別な要件を課している場合等で、市町村からの申請に基づき厚生労働大臣が個別に認定したときは、市町村が通常の報酬よりも高い報酬を算定することを可能とする。

2 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費 (I)

(I) 認知症対応型通所介護費 (i)

(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

a 経過的要介護	493 単位
b 要介護 1	526 単位
c 要介護 2	578 単位
d 要介護 3	630 単位
e 要介護 4	682 単位
f 要介護 5	735 単位

(二) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

a 経過的要介護	668 単位
b 要介護 1	715 単位
c 要介護 2	789 単位
d 要介護 3	864 単位
e 要介護 4	938 単位
f 要介護 5	1,013 単位

(三) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

a 経過的要介護	901 単位
b 要介護 1	967 単位

c 要介護 2	1,071 単位
d 要介護 3	1,175 単位
e 要介護 4	1,280 単位
f 要介護 5	1,384 単位

(2) 認知症対応型通所介護費 (ii)

(-)所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

a 経過的要介護	448 単位
b 要介護 1	477 単位
c 要介護 2	523 単位
d 要介護 3	570 単位
e 要介護 4	617 単位
f 要介護 5	663 単位

(二)所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

a 経過的要介護	603 単位
b 要介護 1	645 単位
c 要介護 2	711 単位
d 要介護 3	778 単位
e 要介護 4	844 単位
f 要介護 5	911 単位

(三)所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

a 経過的要介護	810 単位
b 要介護 1	869 単位
c 要介護 2	962 単位
d 要介護 3	1,055 単位
e 要介護 4	1,148 単位
f 要介護 5	1,241 単位

□ 認知症対応型通所介護費 (I)

(1) 3 時間以上 4 時間未満の場合

(-) <u>経過的要介護</u>	226 単位
(二) <u>要介護 1</u>	235 単位
(三) <u>要介護 2</u>	243 単位
(四) <u>要介護 3</u>	252 単位
(五) <u>要介護 4</u>	260 単位
(六) <u>要介護 5</u>	269 単位

(2) 4 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 経過的要介護	323 単位
(二) 要介護 1	335 単位
(三) 要介護 2	348 単位
(四) 要介護 3	360 単位
(五) 要介護 4	372 単位
(六) 要介護 5	384 単位
(3) 6時間以上8時間未満の場合	
(一) 経過的要介護	452 単位
(二) 要介護 1	469 単位
(三) 要介護 2	486 単位
(四) 要介護 3	503 単位
(五) 要介護 4	520 単位
(六) 要介護 5	537 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第〇条第〇項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第〇条第〇項に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

- ① 認知症対応型通所介護費 (i) の施設基準
 - ・ 単独型指定認知症対応型通所介護を行う事業所であること。
- ② 認知症対応型通所介護費 (ii) の施設基準
 - ・ 併設型指定認知症対応型通所介護を行う事業所であること。
- ③ 認知症対応型通所介護費 (II) の施設基準
 - ・ 共用型指定認知症対応型通所介護を行う事業所であること。

※ ①及び②については、認知症対応型通所介護の単位当たりの利用定員が「10人以下」とあるのを「12人以下」と改正する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が 8 時間以上となる場合は、算定対象時間が 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位を、9 時間以上 10 時間未満の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

4 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を 1 名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の単位(指定地域密着型サービス基準第〇条第〇項に規定する指定認知症対応型通所介護の単位をいう。)の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき 50 単位を所定単位数に加算する。

6 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者

の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養マネジメント加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として100単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定認知症対応型通所介護事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣の定める基準の内容は以下のとおり。

○ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること。

7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として100単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き

続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士若しくは看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定認知症対応型通所介護事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣の定める基準の内容は以下のとおり。

○ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること。

8 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、認知症対応型通所介護費は、算定しない。

3 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 経過的要介護	4,469 単位
(2) 要介護 1	11,430 単位
(3) 要介護 2	16,325 単位
(4) 要介護 3	23,286 単位
(5) 要介護 4	25,597 単位
(6) 要介護 5	28,120 単位

注1 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス

※ 月途中で登録又は登録を解除した場合には、日割りで算定

基準第〇条第〇項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に登録した者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は小規模多機能型居宅介護従事者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

※ 小規模多機能型居宅介護を受けている間は算定しない指定居宅サービス費・地域密着型介護サービス費
訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、特定施設入居者生活介護費
夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

3 他の指定小規模多機能型居宅介護事業所において小規模多機能型居宅介護費を算定している者については、別に小規模多機能型居宅介護費は算定しない。

□ 初期加算 30単位

注 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

※ 別に厚生労働大臣が定める市町村から指定を受けて行う小規模多機能型居宅介護については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定するものとする。(平成19年4月から算定することとする。)

【参考】 現行の認知症対応型共同生活介護費

10 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1	796 単位
(2) 要介護 2	812 単位
(3) 要介護 3	828 単位
(4) 要介護 4	844 単位
(5) 要介護 5	861 単位

注 1 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定居宅サービス基準第 157 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型共同生活介護(指定居宅サービス基準第 156 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は介護従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(注) 市町村が独自に設定した指定基準において、サービスの質を確保するための特別な要件を課している場合等で、市町村からの申請に基づき厚生労働大臣が個別に認定したときは、市町村が通常の報酬よりも高い報酬を算定することを可能とする。

4 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1	831 単位
(2) 要介護 2	848 単位
(3) 要介護 3	865 単位
(4) 要介護 4	882 単位
(5) 要介護 5	900 単位

ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1	861 単位
(2) 要介護 2	878 単位
(3) 要介護 3	895 単位
(4) 要介護 4	912 単位
(5) 要介護 5	930 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準第〇条第〇項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第〇条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 短期利用共同生活介護費の施設基準は以下のとおり。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護を行うものとして都道府県知事に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、当該基準による指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、夜間ケア加算として、1日につき71単位を所定単位数に加算する。

ロ 初期加算 30単位

注 入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

○ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が最初に指定を受けてから3年以上を経過していること。

○ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用するものであること。

○ 一の共同生活住居に一名を上限とすること。

○ あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。

○ 短期利用を実施するために必要な職員の資質(※)が確保されていること。

(※) 次のいずれかを受講した職員が配置されていること。

ア 認知症介護実務者研修専門課程(平成16年度まで)

又は認知症介護実践研修(実践リーダー研修)(平成17年度以降)

イ 認知症介護指導者養成研修

※ 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の具体的内容は以下のとおり。

○ 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに1以上(※)

(※) 3つ以上の共同生活住居がある場合は、2つの共同生活住居ごとに1以上

(削除)

ハ 初期加算 30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ニ 医療連携体制加算 39単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、当該基準による指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算として、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの契約により、看護師を1名以上配置していること。

ロ 看護師による24時間連絡体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日当たり)

(1) 要介護 1	549 単位
(2) 要介護 2	616 単位
(3) 要介護 3	683 単位
(4) 要介護 4	750 単位
(5) 要介護 5	818 単位

注 1 指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準第〇条第〇項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定特定施設において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を加算する。

ロ 夜間看護体制加算 10 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町